

第 16 条 D 項（取り消したコールやプレイから得た情報）と第 27 条（不十分なビット）

2008 年 8 月 8 日（日本時間）の blml(Bridge Laws Mailing List)への投稿で WBF 法規委員会委員の Granttan Endicott 氏は、「規則制定者（WBF 法規委員会）は、第 27 条 B 項 1(a)には第 16 条 D 項は適用しないが、第 27 条 B 項 1(b)には適用すると決定した」と述べています。

この問題についてはいろいろ議論されてきましたが、第 27 条 B 項 1(a)のケースでは不十分なビットは「正当な」情報ですが、第 27 条 B 項 1(b)では「不当な」情報になります。いずれの場合も反則者（不十分なビットをしたプレイヤ）のパートナーは制約なしに自由にコールできます。

また、同氏の投稿によると、第 23 条（損害の可能性に気づくこと）で「違反行為が起きた時点でこれが非反則側に損害を与える可能性が十分あることに反則者は気づくことができた」の「十分(could well)」とは、35%以上の可能性を WMF 法規委員会は想定しています。